

## 第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組

第4章において掲載した子ども・子育て支援の各事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく基本方針において「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」として位置づけられている各施策等について、取組の内容を再掲し、詳述します。

### <再掲する施策>

- 1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）
- 2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保
- 3 児童虐待防止対策
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策
- 6 特別支援教育の充実
- 7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

※各施策について、「これまでの経緯」「区の対応・現状」「今後の取組」の文章展開で解説します。

## 1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）

### （1）これまでの経緯

乳幼児期の教育・保育は、これまで、学校教育法に基づき、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする幼稚園と、児童福祉法に基づき、保護者の就労等により保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする保育所とに分かれて実施されてきました。

社会状況の変化に伴い乳幼児の人口が減少傾向にある一方で、都市部では、保育所への入所を希望する待機児童が増えてきました。また、保護者の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の教育・保育を受けることが望まれてきました。さらに、核家族化や地域での人間関係の希薄化から、家庭や地域での子育て力が低下していると言われていました。

そこで、内閣府は、平成18年10月に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を制定し、幼児期の学校教育と保育、地域での子育て支援を総合的に提供する幼保一元化施設である認定こども園の普及を進めました。

さらに、このような背景を踏まえ、幼稚園教育要領・保育所保育指針が平成20年に告示されました。幼稚園教育要領においては、新たに、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動、いわゆる「預かり保育」の実施が位置付けられました。保育所保育指針は、保育のガイドラインとしての局長通知から、規範性（義務）の伴う大臣告示となり、保育所における保育の内容やその運営に関することの最低基準を示すものとしての性格が明確化されました。そのことにより、保育所においても、幼稚園教育要領の5領域と同様の「教育」の部分の目標を達成していくことが強化されました。

このようにして、幼稚園・保育所のどちらに在籍していても、地域の実情や保護者のニーズに応じて、教育・保育を一体的に受けられるように取組を進めてきたのが現在までの状況です。

一方で、近年、小学校では、新1年生が授業中に立ち歩く、担任の指示に従わないなどのいわゆる「小1プロブレム」への対応が求められており、保育所と幼稚園から小学校へと学びの連続性を確保することが課題となっています。

【参考 保育所・幼稚園・認定こども園の制度比較表】

区分	保育所	幼稚園	認定こども園
管轄省庁	厚生労働省	文部科学省	文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 (幼保連携型は新制度では内閣府が管轄)
法令根拠	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的・内容	保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る	義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する	小学校就学前の子どもに対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する
機能	保護者の就労等により、保育に欠ける乳児又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉施設	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校	保育に欠ける子も欠けない子も受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設
内容の基準	保育所保育指針  両者は内容に整合が図られている	幼稚園教育要領	保育所保育指針 幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
対象児	0歳から就学前の保育に欠ける児童	満3歳から就学前の幼児	0歳から3歳未満… 保育に欠ける児童 3歳から小学校就学前… 入所要件はなし
1日の標準保育時間	8時間	1日4時間 (一部園で預かり保育を実施)	教育時間 4時間 保育時間 8時間 (3歳児以上は教育時間を含む)
職員とその資格	保育士 保育士資格	幼稚園教諭 幼稚園教諭普通免許	保育教諭 保育士資格と幼稚園教諭免許の両方の資格・免許を有していることを原則

**【参考:幼稚園教育要領と保育所保育指針の比較】**

両者は幼児教育の指針として整合性が図られている。特に、3歳以上児の教育に関するねらいおよび内容に関しては整合性を図りながら規定されている。

幼稚園教育要領		保育所保育指針	
総則	「第1 幼稚園教育の基本」より 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第二十二条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。	総則	「2 保育所の役割」より (一)保育所は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とななければならない。
「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から構成			
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人とかかわる力を養う。	人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	環境	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	言葉	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

※ 保育所においては上記の5領域に加え、「養護」(「生命の保持」および「情緒の安定」)に関わる保育内容を、子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら、総合的に展開する。

**【参考:幼保連携型認定こども園教育・保育要領について】**

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても、幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などの教育にかかわるねらいおよび内容を示した章において、上表と同じ内容で「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域が記載されている。

## (2) 区への対応・現状

中央区には、区立幼稚園が16園（うち3園が休園）、区立認可保育所が14園、その他、私立認可保育所が15園、認証保育所が16園あります（平成26年10月現在）。

平成23年3月に区内で初めての認定こども園（地方裁量型）が開設され、さらに公設民営の認定こども園（保育所型）が平成24年12月に1園、平成25年10月に1園開設されています。どの施設においても、教育・保育の一体的提供を展開しています。

### ■幼稚園における預かり保育 <再掲31頁参照>

現在、区立幼稚園では区内3園で、教育時間終了後より午後4時30分までの預かり保育を実施しています。通院や看護、介護、兄弟姉妹のPTA活動、パートタイムや自営業等で保育時間の延長を希望する保護者のニーズに応えます。預かり保育では、保育士が、家庭的な雰囲気大切にしながらゆったりとした時間を過ごすことのできるように環境を工夫しています。

#### 【預かり保育の概要（平成26年度）】

実施園	開設時間	定員	費用
明石幼稚園	教育時間終了から午後4時30分まで 夏季休業日は午前9時から午後4時30分まで 月曜日から金曜日まで	1日あたり30名 （登録利用24名、一時利用6名） *3歳児は、1日あたり最大8名まで	登録利用 ¥5,000/月 一時利用 ¥400/日 ¥800/日 （長期休業期間） その他、おやつおよび教材費は別途負担
有馬幼稚園			
月島第一幼稚園			

※ 平成27年度以降、明正幼稚園においても実施する方向で検討を進めます。

### ■保幼小における合同連絡会・研修会等

幼稚園教諭と保育士が、互いの指導方法や教材研究などを情報交換する中で、どの就学前教育の施設においても同じような内容の教育を受けることができるように、年に数回、連絡会を設定しています。

さらに、保育所、幼稚園のみならず、小学校とも合同の連絡会や研修会を通じて、教員、保育士同士が交流・連携し、その成果をそれぞれの現場で実践に生かすことにより、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や教員の質の向上、小学校への円滑な接続を図るようになっています。

この連絡会には、全体会と地区別研修会があり、全体会では、保幼小の連携の在り方や意義について学んだり、その年度の地区別研修会の計画や反省を行ったりします。また、地区別研修会では、公開保育や協議会を通して、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の教員・保育士が直接話し合うことで、幼児期の教育から小学校での教育につなげていくべき内容などを明らかにすることができ、意義のあるものとなっています。

【連絡会・研修会の概要（平成 26 年度）】

会の種類		開催回数	対 象	内 容
保幼小全体会		年 2 回	小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の長もしくはそれに準ずる者	講演会・地区別協議会（今年度の計画や反省）・情報交換
地区別研修会	京橋地区	年 1 回	該当地区に属する小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の教員・保育士	幼稚園・小学校の公開保育・公開授業、協議会
	日本橋地区	年 2 回		①幼稚園・小学校の公開保育・公開授業、講演会 ②保育所の概要説明・協議会
	月島地区	年 1 回		保育所の公開保育・協議会

■「中央区幼稚園アプローチカリキュラム」の作成と実施

子どもは日々、育ちを積み重ねてきています。その中でも特に昨今は、幼児期から児童期への接続における育ちや学びの連続性や一貫性が重要視されています。幼児期の教育が小学校以降の教育の土台となることを考え、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する必要があります。

そこで、平成 23 年度に、教育委員会として、「中央区幼稚園アプローチカリキュラム」を作成し、5 歳児の 1 年間の幼稚園から小学校への「接続期」とし、本区の各幼稚園における計画的な幼小接続の実践の充実を図るようにしました。

カリキュラムは、言語・思考を中心とした「学びの芽生え」、協同や規範意識を中心とした「人とのかかわり」、基本的な生活習慣や望ましい食習慣を中心とした「基本的な生活習慣と運動」の 3 つの柱を軸とし、幼児期からの学びの連続性における「生きる力」の基礎を育むことにつながる教育が実践できるようにしました。

また、このカリキュラムは、幼保の教育の一体化の視点から、各保育所・認定こども園にも配布され、活用されています。

■幼児教育リーフレットの活用による教育

保育所・認定こども園・幼稚園での教育内容の理解と、家庭での子育ての一助となるように、平成 20 年度より、保護者向け子育て支援リーフレット「幼児のよりよい育ちをめざして 保育園・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携」を教育委員会と福祉保健部との合作で発行し、毎年各保育所・認定こども園・幼稚園を通じて各保護者に配布しています。

このリーフレットは、就学を目の前にした 5 歳児向けと、集団での生活から学ぶことの多い 3・4 歳児向けとに分かれています。園の保護者会で保護者同士の協議の資料にするなど、リーフレットを活用しながら、時期に応じた子育てのヒントを得たり、子どもの育ちに期待や見通しを持つことにつながっています。

## 【リーフレットの概要（平成 26 年度）】

リーフレット名	配布時期	内容	配布先
幼児のよりよい育ちをめざして 保育園・幼稚園から 小学校へつなげる家 庭との連携	5歳児進級時	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣や集団の遊びの小学校へのつながり、学習の接続</li> <li>保護者へのメッセージ 伸びる力を育てるために</li> <li>小学校に向けてQ&amp;A</li> </ul>	各保育所・認定こども園・幼稚園に通う保護者
幼児のよりよい育ちをめざして 保育園・幼稚園から 小学校へつなげる家 庭との連携Ⅱ	3歳児 4歳児 入園時	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳児から4歳児にかけての生活習慣や人とのかかわり、学びの芽生え</li> <li>保護者へのメッセージ 伸びる力を育てるために 優しい心を育てるために</li> <li>Q&amp;A</li> </ul>	

## ＜幼稚園での小学校・保育所との交流＞



小学校との交流活動 ゲーム



小学校との交流活動 授業体験



保育所との交流活動 折り紙



保育所との交流活動 太鼓

### (3) 今後の取組

前掲の幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策（100頁参照）のとおり、幼稚園については小学校・幼稚園の増改築とあわせた保育室や定員数の確保、保育施設については、認可保育所の整備を中心に進め、地域型保育事業を取り入れていきます。

また、今後学齢期を迎える児童数の増加が予想されるため、小学校の増改築により教室数を確保する対応も進めます。本区の幼稚園は1園を除き小学校との併設となっており、既存施設の改修により長時間保育の保育室等を確保してこども園化することは難しく、本区においては、施設面における教育・保育の一体的提供は困難な状況にあります。

そこで、教員・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化といったソフト面としての一層の充実を図り、その成果を保育所・幼稚園、小学校それぞれの現場での実践に生かすことにより、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図っていきます。

具体的には、現在行っている保幼連携、および保幼小連携に関するさまざまな事業を今後もし引き続き行っていきます。さらに、各事業について下表のような方向性で内容の充実を図ります。

#### 【内容の見直しの方向性】

事業名	見直しの方向性	
保幼小における 合同連絡会・研修 会等の充実	全体会	現在は校長・園長・施設長またはそれに準ずる者のみの参加ですが、全教員・全保育士にまで参加対象の枠を拡げ、保・幼・小連携の有効な対策、より実践的な地区別研修会の計画づくりや情報交換などができるよう、内容を見直すことを検討します。
	地区別研修会	より多くの教員・保育士が参加できるよう、開催の時間帯や研修内容を見直し、時機をとらえたテーマでより実践的かつ深い協議を活発に行えるよう、グループの細分化などを図ります。
	その他の取組 (幼保連携の充実)	幼保の教育内容の一体化に関し、幼稚園教諭と保育士による研究会・研修会の実施について検討します。
保幼小の接続期 カリキュラム（仮 称）の一体的作成 と実践	既存の「幼稚園アプローチカリキュラム」および小学校入学直後の段階的な学校生活・学習を示した「小学校スタートカリキュラム」を、保育所での生活・保育を含めた保幼小の一体的な視点を備えた「保幼小の接続期カリキュラム（仮称）」として再編成し、保幼小の接続期における子どもたちの段階的な意欲や態度の育成を目指して実践します。	
幼児教育 リーフレットの 配布・活用	保育所の活動も視野に入れた内容のリニューアルなど、リーフレットの精選と改訂を行います。	

なお、幼保連携型認定こども園の整備については、今後状況を見ながら可能性を探っていきます。





## 保育の質の確保のための取組

### 《第三者評価》

区立・私立の認可保育所、認定こども園、認証保育所は定期的に「第三者評価」を受審しています。中立的な第三者である評価機関が、保育の内容や保育所の組織体制等の評価を行い、その結果を公表するものです。

第三者評価には、保護者に対し保育内容に関する意向や満足度をアンケートなどで把握することを目的とする「利用者調査」と、保育所の自己評価や訪問調査等の過程を経て、保育所の運営や提供されている保育の質を評価する「事業評価」の2つの評価手法があります。

第三者評価を受審し、その結果が公表されることで、保育の質の向上に向けた保育所の取組を促進することにつながります。

※評価結果は以下のホームページで見ることができます。

とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ） 福祉サービス第三者評価

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

区立幼稚園では、中央区立学校 学校評価ガイドライン（平成 25 年 3 月）に基づき、学校関係者評価委員や第三者評価委員による外部評価を行っています。評価結果は各園のホームページで見ることができます。

### 《保育所職員向け研修》

保育に関する専門知識を身に付け、技能の向上を図るため、さまざまな研修を受講し、研鑽に励んでいます。

#### 【主な研修】

〈区立保育所実務研修〉（区実施）平成 25 年度実績

保育士向け：「就学前教育について」「発達障害のある子どもの理解と育ちへの支援」

「絵本の与え方」「運動あそび」ほか 参加人数 362 人

看護師向け：「小児の食物アレルギーにおける緊急時の対応について」 参加人数 52 人

調理師向け：「スチームコンベクションオープン活用セミナーの講義・実演」「食物アレルギー給食の講義」ほか 参加人数 105 人

〈認証保育所向け研修〉（都または都外郭団体実施）平成 24・25 年度実績

認可外保育施設職員テーマ別研修（22 研修項目） 参加施設数：13 園

認証保育所施設長研修・中堅保育士研修 参加人数 30 人

〈私立保育所・認証保育所向け研修〉（都または都外郭団体実施）24・25 年度実績

「アレルギー疾患に関する普及啓発講習会」「就学前教育カリキュラム活用ハンドブック

説明会」「幼稚園教育研究協議会」「母子保健研修」ほか 参加人数 26 人

### 《区の指導・監督・相談・助言》

地域型保育事業（62・63 頁参照）は、区が認可を行う役割を担っており、認可権者として事業者に対し指導・監督を適宜行うことにより、保育サービスの質の維持・向上を促します。

また、保育の質の低下を招かないよう、担当課に保育士経験を持つ職員を配置のうえ、定期的に現場を訪問し、相談、助言を行うなどの支援体制を整えることを検討していきます。

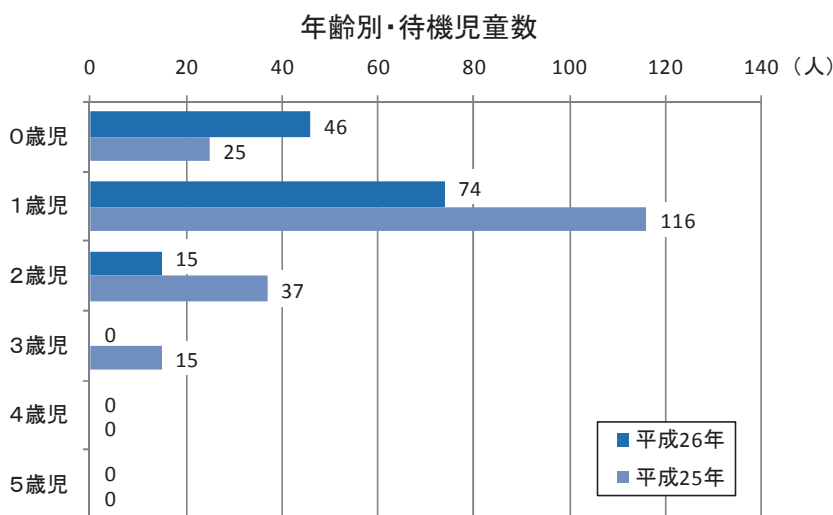
## 2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保

### (1) これまでの経緯

国の基本指針において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である旨が示されています。

中央区では、平成25年4月の保育所入所申込みにおいて、1歳児の保育所申込者数のうち約34%しか入所できず、一方で0歳児クラスには一部の保育所で空きがある状況が見られました。ところが、平成26年4月の入所申込みにおいては、0歳児の申込みが前年比で約36%増加しました。これは、前年の状況から0歳児の方が入所しやすいという認識を持った方、育児休業を早めに切り上げてでも入所しやすい0歳児のうちに申し込んだほうが良いという判断をした方が多かったためと見込まれます。結果として、0歳児の待機児童が前年より増えたこともあり、予定通り育児休業を満了できずに早期の入所申込みをせざるを得ない状況は、改善すべき課題として取り組んでいく必要があります。

そこで、育児休業取得後でもできる限り入所しやすくなるよう、新規で整備する認可保育所において、1歳児クラスからの定員を確保する施策を実施していきます。



待機児童の対応別内訳

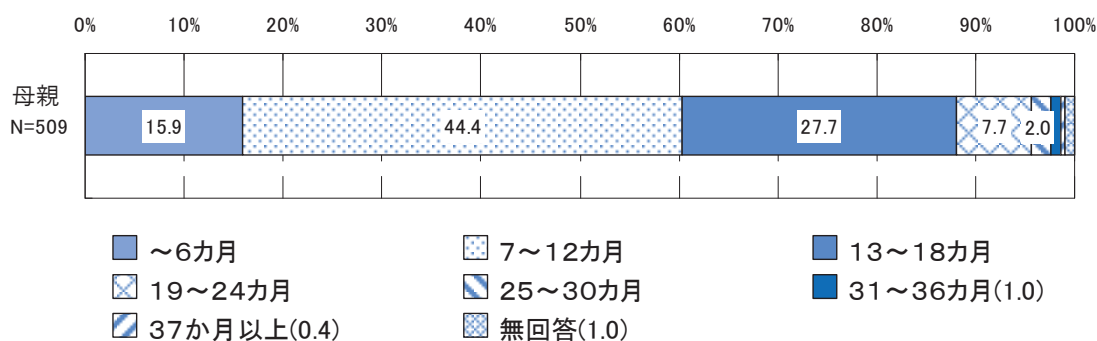
年度	待機児童数	認可外保育施設に通園※	職場に同伴 (自営しながら 自宅保育)	親類・知人へ 依頼	一時保育 を利用	求職しながら 自宅で保育	育児休業 延長等
H26	135人	1人	18人	6人	6人	61人	43人
H25	193人	5人	15人	2人	2人	73人	96人

※認証保育所および事業所内保育所以外に通園している者

### 育児休業の取得と職場復帰について

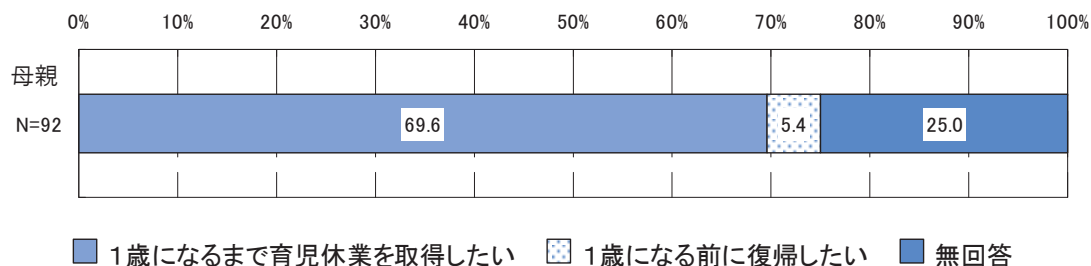
Q 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何カ月のときに職場復帰しましたか。  
(育児休業取得者のみの回答)

職場復帰をした時期については子どもが「7～12カ月」の時が最も多く44.4%、次いで「13～18カ月」の時が27.7%となっています。



Q あて名のお子さんが1歳になったときに必ずお子さんを預けられる施設等があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる施設等があっても1歳になる前に復帰しますか。(現在、育児休業中で子どもが1歳未満の方のみの回答)

「1歳になるまで育児休業を取得したい」が69.6%となっています。



資料:平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」  
(就学前児童対象調査)より

## (2) 区への対応・現状

平成 26 年 4 月および 10 月開設の認可保育所 7 園において、0 歳児の定員を設けず、1 歳児クラスからの定員を確保しています。

<平成 26 年 4 月開設>

開設月	保育所名	定 員 (単位:人)					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月	ぼけっとランド明石町保育園	—	16	18	19	19	19
	太陽の子新川保育園	—	19	19	19	19	19
	グローバルキッズかきがら園	—	9	9	9	9	9
	日生東日本橋保育園ひびき	—	18	18	18	18	18
	アンジェリカ月島保育園	—	20	20	20	20	20
	ポピズナーサリースクール晴海	—	12	12	12	12	12
合 計		—	94	96	97	97	97

<平成 26 年 10 月および 12 月開設>

開設月	保育所名	定 員 (単位:人)					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
10月	つきのみさきさくらさくほいくえん	—	13	13	13	—	—
12月	ほっぺるランド勝どき	15	20	23	22	—	—

## (3) 今後の取組

- ・平成 26 年 10 月開設の認可保育所および平成 27 年度新規開設の認可保育所等において、定員の空きが出る 5 歳児クラスの枠を活用して、1 年間に限り臨時枠として 1 歳児の保育を実施します。
- ・園によっては、平成 26 年度と同じく 0 歳児の定員を設けず、1 歳児クラスからの定員確保を行います。

### 3 児童虐待防止対策

#### (1) これまでの経緯

核家族化や近隣関係の希薄化が進み、育児に不安を持つ家庭が増えています。そのため、身近な子育てに関する相談が増大するとともに、児童虐待など養護相談も増えてきています。東京都では、平成6年に東京都児童福祉審議会が「子育て支援ネットワークの核として、住民に身近な各区市町村に※子供家庭支援センターの設置が必要」と提言し、これを受けて平成7年には相談機能やサービスの提供を行う※子供家庭支援センターを都内全域に設置することとしました。また、国においても平成16年の児童福祉法改正の中で、児童相談に関することについては、都道府県等に設置されている児童相談所から、住民に身近な区市町村の役割であることが規定されました。合わせて、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が考え方を共有し、適切な連携のもとに対応していくことが必要であるとの観点から、情報の交換と支援の協議を行う場として「要保護児童対策地域協議会」（以下「地域協議会」という。）の設置が努力義務となり、また、平成20年の同法の改正において、地域協議会の協議の対象を「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」に加えて、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要とされる児童）」、「特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」に拡大し、児童虐待予防に向けた支援を関係機関が連携して実施できるよう強化されています。

このような経緯を踏まえて、本区においても、区が児童相談の第一義的窓口となり、児童虐待防止ならびに予防に向けて地域社会全体で取り組むことができる体制を構築しています。

※東京都は公文規程により、常用漢字に従って「子ども」を「子供」と漢字で表記。

#### (2) 区の対応・現状

##### 1) 児童相談および児童虐待への対応

区では、虐待相談を含む18歳未満の子どもと子育て家庭に関する児童相談の中核機関として、平成19年9月に「中央区立子ども家庭支援センター（きらら中央）」を開設しました。

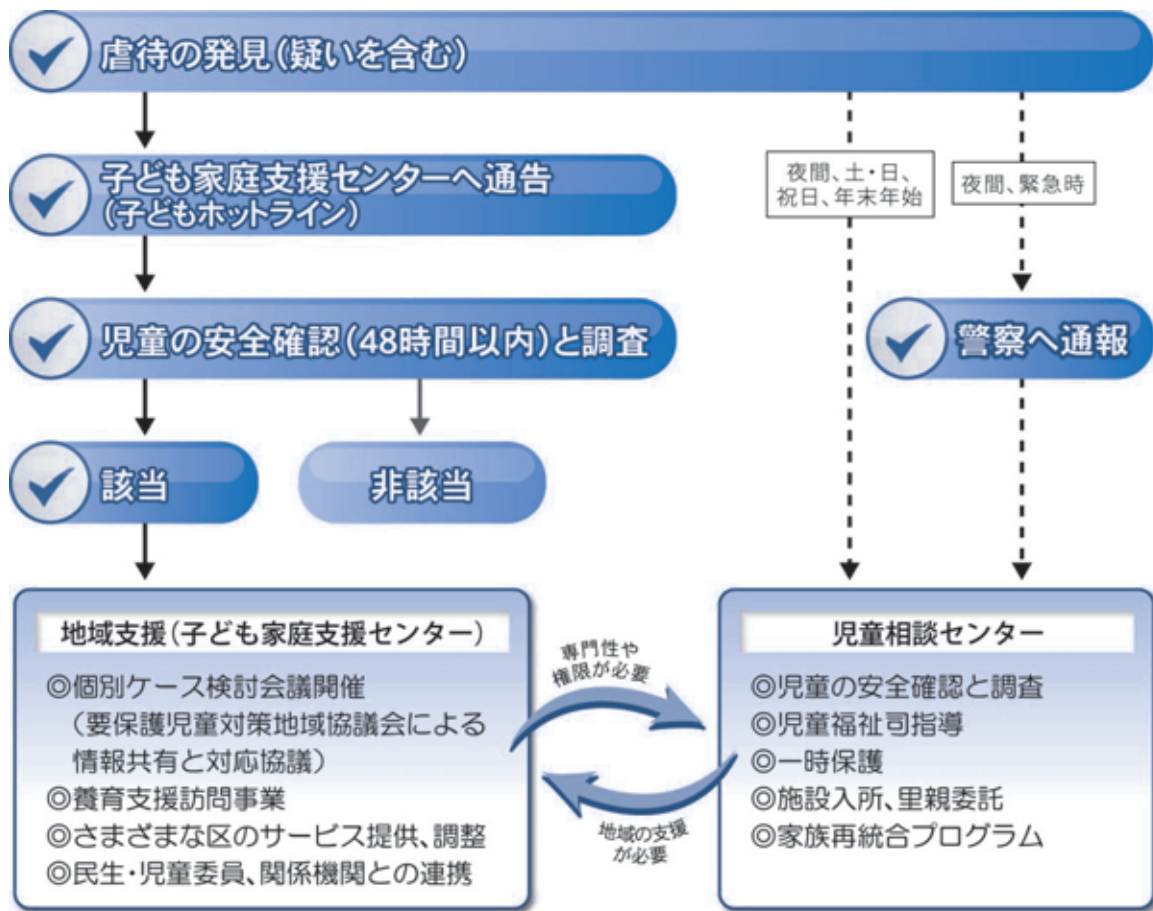
子ども家庭支援センターでは、子どもと子育て家庭のあらゆる相談に応じるとともに、区における児童虐待の通告窓口として、児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」を設置しています。学校や保育所、児童相談センター、保健医療機関等関係機関とも連携を図り、児童虐待の早期発見と適切な支援に努めています。

また、虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行なう「養育支援訪問事業」を平成22年度より実施しています。こうして、支援が必要な家庭を早期に発見し、本事業を有効に活用することで、適切な養育環境の確保および虐待の未然防止を図っています。

### <虐待対応の流れ>

子ども家庭支援センターでは、通告（相談）受理後、速やかに受理会議において対応を組織的に検討し、子どもを取り巻く状況について慎重に調査を行うとともに、子どもを直接目視して安全を確認します。調査の結果、継続した支援が必要な家庭については、子ども家庭支援センターが情報を管理し、関係機関と連携して虐待の改善や深刻化防止に向けて支援をしていきます。なお、相談（通告）内容が重篤な場合や緊急保護が必要な場合は、都の児童相談センターや警察と連携して対応します。

また、一時保護や施設入所から家庭復帰する児童についても児童相談センターとの連携を図り、区内関係機関とも協力しながら虐待の再発防止に努めています。



## 2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月に子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」（以下、「協議会」という。）を設置しました。協議会は、区内関係機関や東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動（キャンペーン）を行っています。また、児童虐待の早期発見および適切な対応に向けた区独自のマニュアルを作成し、関係機関が連携を図る上で活用しています。

### ■各関係機関の役割

主な機関名	主な機能
子ども家庭支援センター	児童虐待に対する情報の集約など要保護児童対策地域協議会における調整機関、地域における養護・保健・育成などの子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談・支援の窓口、子育て支援サービス提供
保健所・保健センター	母子保健・精神保健の観点における妊産婦、子ども、育児に関するサポート、虐待予備群や育児不安群などハイリスク家庭への面接・訪問・電話等による個別・継続的フォロー
幼稚園・保育所	就学前の子どもや保護者と関わる中で養育状況の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
小学校・中学校	児童・生徒の言動・心身の様子等に関する日々の状態の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
医療機関	診療場面等を通じた子どもの養育状況の把握、要保護児童の早期発見
児童相談センター (児童相談所)	18歳未満の子ども福祉に関する相談・必要な援助、調査、援助に係る専門機関



平成25年度 児童虐待防止キャンペーン

### (3) 今後の取組

本区においては、30代、40代を中心とする子育て家庭が増加しており、また、約9割の世帯がマンション等集合住宅に居住するといった特性があります。

こうした状況を踏まえ、児童虐待を未然に防止するために子育て家庭が地域で孤立しないような取組が必要です。

そこで、子ども家庭支援センターを核とし、学校・保育所、児童相談センター（児童相談所）、警察、保健・医療機関、民生・児童委員など関係機関と連携を図りながら、子どもと子育て家庭を支援する総合的なネットワーク強化に向けた取組を行うとともに、引き続き、児童虐待防止キャンペーンの実施など普及啓発活動を積極的に実施する中で相談窓口の周知を図り、児童虐待防止に向けた地域社会の意識の向上に努めます。また、地域協議会においても関係機関の間での情報共有など連携強化を図っていきます。

#### ■関連事業

事業名	内容
子どもと子育て家庭の総合相談	養護相談、虐待相談、育成相談、非行相談など18歳未満の子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながら子育て支援サービスの調整を行い、必要に応じて関係機関への連絡、紹介を行います。 相談時間 祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時
児童館での子育て相談の実施	子育てに関する悩みなどをより身近なところで相談できるよう、児童館で子育て相談を実施します。
「子どもほっとライン」の運営	児童虐待についての情報を集約するため、子ども家庭支援センター内に児童虐待情報専用電話を設置します。
「要保護児童対策地域協議会」の運営	要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応および継続的な支援を行うため、学校・保育所、児童相談センター、警察、保健・医療機関や民生・児童委員等で構成し設置します。 子ども家庭支援センターが調整機関となり、定期的に会議を開催します。（代表者会議 年1回、実務者会議 年4回、個別ケース会議（随時））
児童虐待対応ハンドブックの配布	児童虐待の早期発見や適切な対応に活用できるよう、さまざまな場面での留意事項、事例からの学びなどをまとめたハンドブックを作成し関係機関等に配布します。
児童虐待防止リーフレットの配布	児童虐待防止に関する普及や啓発を図るためリーレットを作成し、児童虐待防止キャンペーンなどの機会を捉えて配布します。
子ども向けリーフレットの配布	家庭のことで悩んでいる児童が関係機関に相談できるよう、小学校高学年および中学生向けにわかりやすいリーフレットを作成し配布します。
養育支援訪問事業の実施	児童の養育について特に支援が必要と認められる家庭に対して、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施します。



## 4 ひとり親家庭の自立支援の推進

### (1) これまでの経緯

国の経済・雇用環境は依然として厳しい状況にあり、ひとり親家庭においては、その就労状況から安定した生活を送るための支援をする必要があります。あわせて、子育てと生計の維持という二重の負担から、生活面や子どもの養育等においてもさまざまな悩みを抱えています。

そのため国においては、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、父子福祉資金制度の創設など、平成26年度予算において、ひとり親家庭への支援体制の充実を図っています。

国と同様に、区においても一人で生計を担うことによる将来への不安、子どもの養育や教育など、日常生活におけるさまざまな悩みを抱えています。

平成25年度に区で実施した「中央区ひとり親家庭実態調査」では、ひとり親家庭のうち母子家庭が9割以上を占めている一方で、父子家庭は5.7%であり、平成22年度の調査時と比較して父子家庭が2.2%増加しています。就労状況はパート・アルバイトが26.9%、派遣・契約社員は14.5%で、非正規雇用の割合が4割以上となっており、約12%の人が未就労中、「働く意欲のある」人は約8割となっています。

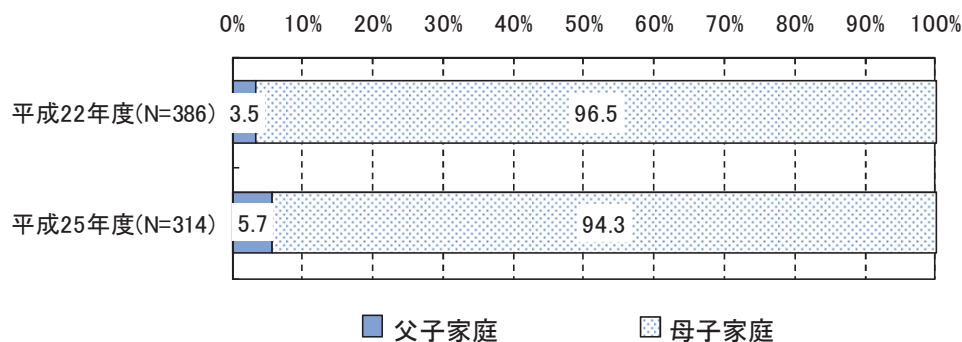
また、年収については、100～200万円未満が27.5%と最も多く、次いで200～300万円未満が26.7%となっており、300万円未満の人が半数以上を占めていることから、経済的に厳しい状況に置かれていることが伺えます。

加えて、生活に関する悩みでは「生活費に関すること」が59.6%、「教育費に関すること」が51.6%と費用に関することが多く、ひとりで生計を担うことへの不安が大きいことが伺えます(77頁参照)。子育ての面では、子育てに関する悩みの相談先として「祖父母・兄弟等の親族」が50.5%、「友人や知人」が61.1%である一方、「子育て支援課のひとり親家庭相談」が2.3%、「教育センターの教育相談」が3.1%など公的な相談機関への割合が低い状況にあります。また、「相談する相手がいない」は13.5%となっています。さらに、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じていることについては、「子どもとのコミュニケーションの時間が十分に取れない」が56.0%、「子どもが急な病気になった時に代わりに面倒を見てくれる人がいない」が49.7%と多くなっています。

#### ひとり親家庭における保護者の性別

〔 Q あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ) 〕

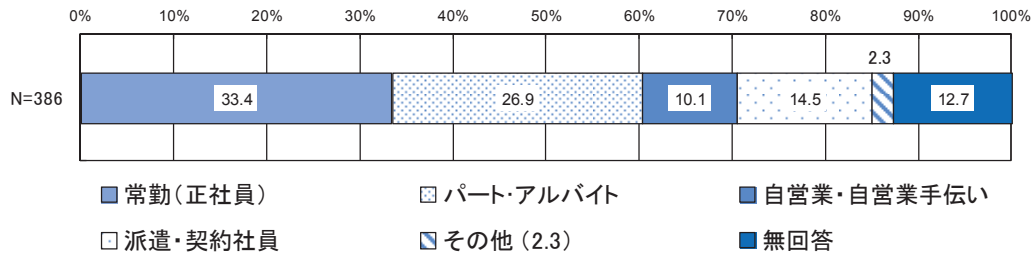
母子家庭が9割以上を占めている一方で、父子家庭は5.7%であり、平成22年度の調査時と比較して父子家庭が2.2%増加しています。



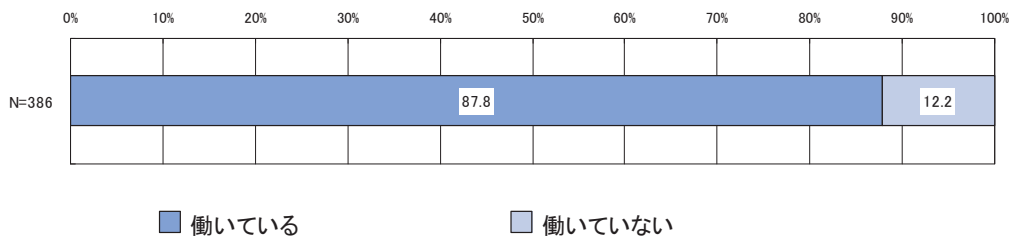
資料:平成25年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

## ひとり親家庭の保護者の就労状況

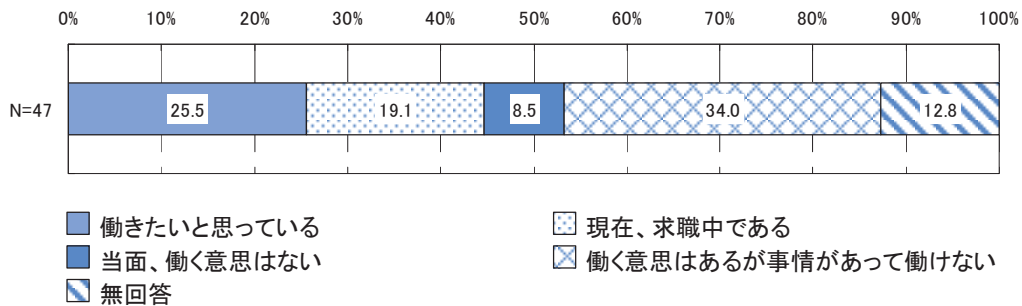
〔 Q あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。(○は1つだけ) <再掲76頁> 〕  
 「常勤(正社員)」が33.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」で26.9%、「派遣・契約社員」で14.5%となっています。



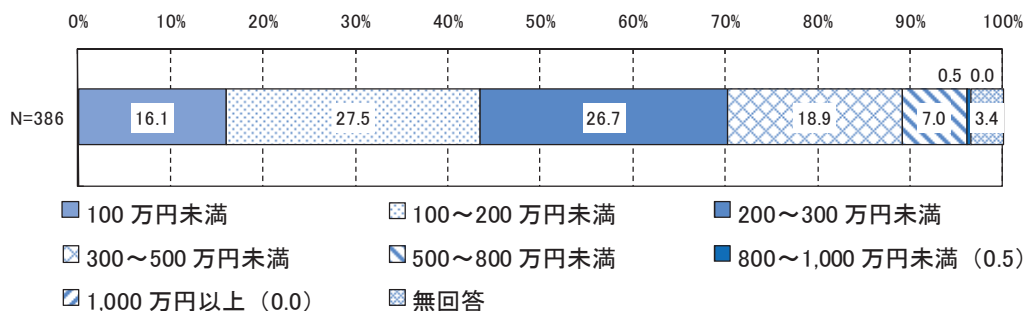
〔 Q あなたは、現在働いていますか。(○は1つだけ) 〕  
 「働いている」が87.8%であり、「働いていない」が12.2%となっています。



〔 Q 就業意向についてお答えください。(○は1つだけ) 〕  
 「働く意思はあるが事情があって働けない」が34.0%と最も多く、次いで「働きたいと思っている」で25.5%、「現在、求職中である」で19.1%となっています。



〔 Q あなたの年収は、およそのくらいですか。年収にはあらゆる収入を含みます。(○は1つだけ) 〕  
 「100~200万円未満」が27.5%と最も多く、次いで「200~300万円未満」で26.7%、「300~500万円未満」で18.9%となっています。

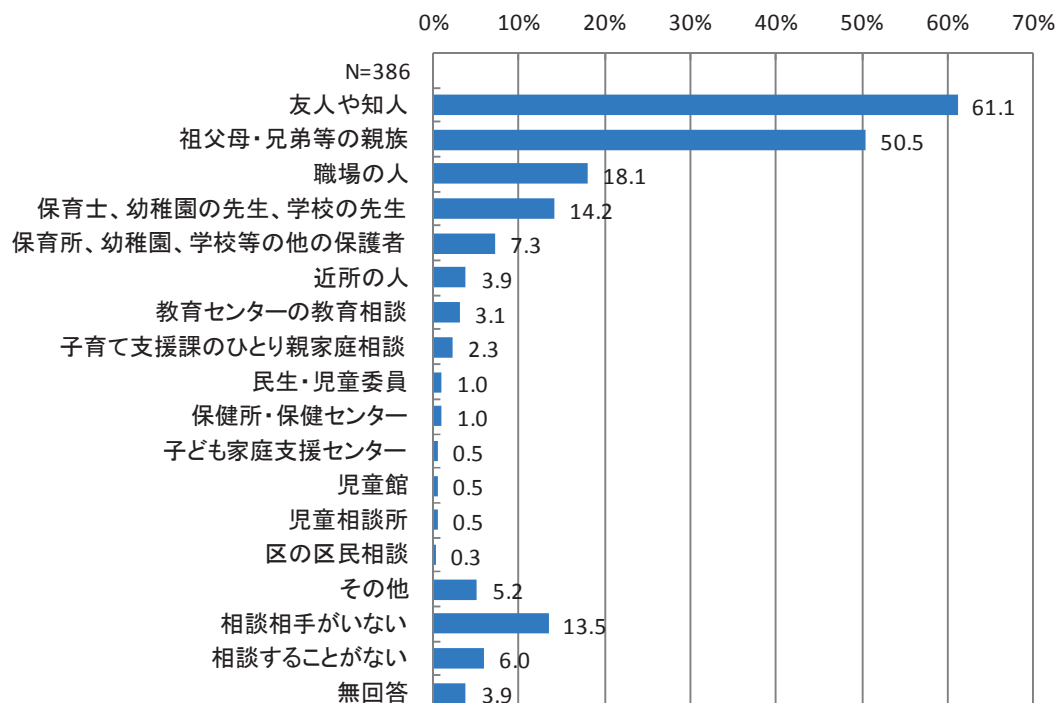


資料:平成25年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

## 子育てに関する悩みの相談先

〔 Q 身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに、または、どこの機関に相談していますか。 (〇はいくつでも) 〕

「祖父母・兄弟等の親族」50.5%、「友人や知人」61.1%である一方、「子育て支援課のひとり親家庭相談」2.3%、「教育センターの教育相談」3.1%など公的な相談機関への割合が低い状況にあります。



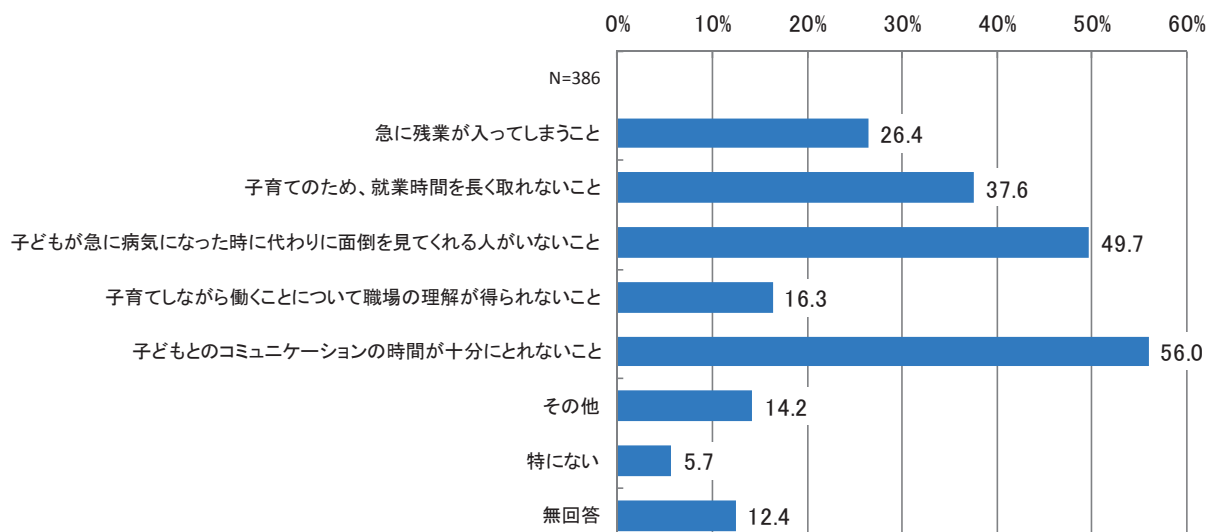
※複数回答につき各回答の比率の合計は 100%にならない。

資料:平成 25 年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

## 仕事と子育てを両立する際の困難

〔 Q 仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じていることは何ですか。(〇はいくつでも) 〕

「子どもとのコミュニケーションの時間が十分に取れない」が 56.0%、「子どもが急な病気になった時に代わりに面倒を見てくれる人がいない」が 49.7%と多くなっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は 100%にならない。

資料:平成 25 年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

## (2) 区への対応・現状

区では、ひとり親家庭の安定雇用と経済的自立のため、技能習得に向けた支援を継続・実施しています。なお、平成 25 年度から「自立支援教育訓練給付金」および「高等技能訓練促進費等給付金」について、国の方針に従って、父子家庭も対象とするなど施策の充実を図っています。さらに、国においては「高等技能訓練促進費等給付金」について、平成 24 年度より修業期間の上限（3 年）が設けられ、支給月額も抑えられましたが（非課税世帯 141,000 円→100,000 円）、本区は国の基準を上回り事業を実施しています。

就職活動や職業訓練などの際利用できる「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」では、疾病や冠婚葬祭などの場合にもヘルパーを派遣するなど、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施しています。

また、母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行っているほか、親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、親子で楽しめるための支援を実施しています。

## (3) 今後の取組

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っていきます。

また、国においては、平成 26 年 10 月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援が拡充されたため、本区においても関連する規程を整備し、父子家庭に対する支援を行います。

## ■関連事業

事業名	内容
母子および父子福祉資金の貸付	母子家庭および父子家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。
自立支援教育訓練給付金	区が指定する教育訓練講座を受講し修了した母子家庭の母および父子家庭の父に対して、経費の一部を助成し、主体的な能力開発を支援します。
高等職業訓練促進給付金	看護師や介護福祉士などの国家資格取得のため2年以上養成機関で修業する母子家庭の母および父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援します。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育修了前の子どものいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。
母子および父子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の経済的自立を図るため、公共職業安定所と連携し、就労支援を行います。
ひとり親家庭休養ホーム	ひとり親家庭の休養とレクリエーションにふさわしい施設を指定し、ひとり親家庭の親子が、指定施設を無料または低額な料金で利用できるよう助成を行います。
※ひとり親家庭日帰りバス研修	ひとり親家庭を対象に、相互の交流やレクリエーションを目的とした日帰りバス研修を実施します。

※中央区社会福祉協議会と中央区母子寡婦福祉連合会の共催により行います。

## 5 障害児施策の取組

### (1) これまでの経緯

平成 26 年 1 月に我が国も批准した障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の否定を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等が定められています。

また、児童福祉法の改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにするため、従来の知的障害児施設などの障害種別に分かれた施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化するとともに、あわせて、障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から区市町村に移行されました。障害児通所支援では、身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応したものとなり、区の果たすべき役割がますます増えています。

### (2) 区への対応・現状

本区における長期総合計画である中央区基本計画 2013 では、発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けての一貫とした支援を行う中核的な支援施設「(仮称) 子ども発達支援センター」(以下「子ども発達支援センター」という。)の整備を事業計画化し、平成 29 年度までに 1 カ所整備することとしています。

本区では子育て世代の人口増に伴い子どもの人口も増加しており、文部科学省が調査した普通学級における知的発達に遅れはないものの学習面、行動面の各領域で著しい困難を示すとされた児童生徒が小・中学校で平均 6.5%との結果もあり、発達障害のある子どもは、潜在的に多数の方がいるとの想定から、障害児支援の中でも発達障害については特に重要な課題であるとしてとらえています。

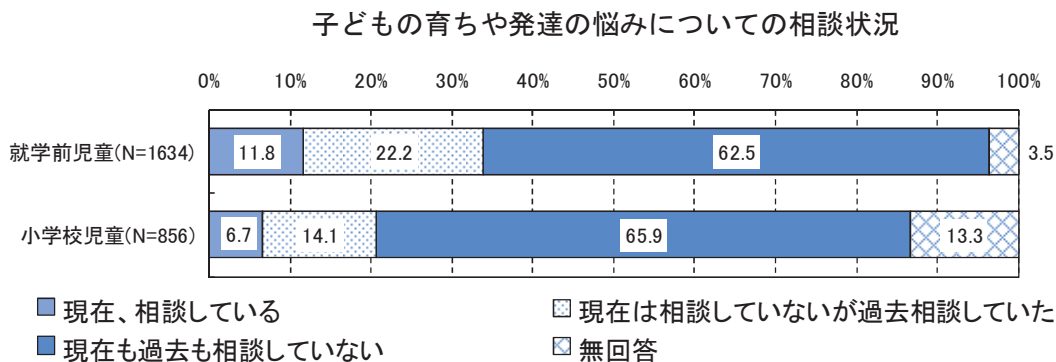
また、ニーズ調査では、子どもの育ちや発達の悩みについての相談状況について、就学前児童は「現在、相談している」が 11.8%、「現在は相談していないが過去相談していた」が 22.2%、小学校児童では前者が 6.7%、後者が 14.1%となっており、2割から3割の人が相談した経験を持っている状況となっています。

こうした経緯を踏まえ、区では平成 26 年度に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の改訂を行い、子ども発達支援センターの整備や障害者の範囲に含まれた発達障害の支援について、その方向性を示す必要性から、平成 26 年 3 月 28 日に開催した平成 25 年第 5 回自立支援協議会において、自立支援協議会に発達障害に知識を有する専門的な委員の追加と支援のあり方を検討する部会の設置の了解を得て、平成 26 年度に「子ども発達支援のあり方検討部会」を設置し、検討を行うこととしました。

### 子どもの育ちや発達の悩みについての相談状況

〔 Q あて名のお子さんの育ちや発達の悩みについて、相談の状況をおうかがいします。 〕

就学前児童は「現在、相談している」が11.8%、「現在は相談していないが過去相談していた」が22.2%、小学校児童では前者が6.7%、後者が14.1%となっており、2割から3割の人が相談した経験を持っている状況となっています。



資料：平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」  
(就学前児童対象調査・小学校児童対象調査)より

### (3) 今後の取組

障害児の地域社会への参加・包容を推進するためには、障害福祉サービスの支援だけでなく保育所等の一般的な子育て支援施策における障害児の支援とあわせて、教育委員会とも連携をさらに深めた上で、より総合的な形での支援を実践していくことが重要となります。

また、障害の早期発見・早期支援の観点から保健所・保健センターで実施する乳幼児健診事業との連携も必要となります。

障害児支援は個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要であるという認識に立ち、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことができる体制を構築する必要があります。

このため、地域の障害者支援の中核的な拠点となる子ども発達支援センターを整備し、相談支援機能を強化するとともに、保健・福祉（障害者福祉、保育）・教育が連携して、障害の早期発見・早期支援に努めて、障害児が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない一貫とした支援体制を構築していきます。

なお、新たな施設を整備することが困難な状況から、現在、障害児支援を行っている福祉センターの機能を強化し、子ども発達支援センターとして事業内容を充実していきます。

■関連事業

事業名	内容
子ども発達支援センターの整備	福祉センターの障害児支援機能を充実し、子ども発達支援センターとして整備していきます。事業内容として、支援の必要な子どもの支援情報の蓄積と関係機関の共有を目的とした「育ちのサポートカルテ」の導入と、総合的な相談支援体制を充実し、関係機関との連携を推進するコーディネーターの配置により、ライフステージに応じた一貫した支援を行う見守り体制「育ちのサポートシステム」を構築していきます。
保育所巡回の充実	発達障害児支援等の知識を有する相談員が、公立と私立の認可保育所を分け隔てなく巡回し、集団生活の中で支援が必要な子どもの保育士の気づきを適切な支援につなげるとともに、支援のアドバイスを行うことによって保育士のスキルアップを行います。

【参考：第4期中央区障害福祉計画より抜粋「中央区育ちのサポートシステムの導入」より】

(1)早期発見・早期支援の充実	コーディネート機能の強化	子ども発達支援センターに育ちに支援を必要とする子どもの支援経験や知識のある保健・教育・福祉の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進します。
	相談支援体制の強化	発達障害のあるなしにかかわらず子どもの発達や育ちの小さな悩みでも相談ができ子育て不安の解消となるとともに、育ちに支援を必要とする子どもの相談を迅速に対応し適時適切な支援に結びつける相談支援体制を構築します。
	乳幼児健診からの早期発見・早期支援	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターからコーディネーターや臨床心理士を派遣し、支援が必要な子どもを直接把握します。スクリーニングの方法について支援が必要な子どもを速やかに発見する方法を研究し、導入していきます。
	保育所の巡回支援	子ども発達支援センターが全区内保育所等を巡回し、育ちに支援を必要とする子どもの対応について、相談や助言を行う支援を実施し、区内の保育所等における支援体制を充実します。
(2)一貫した支援体制の構築	育ちのサポートカルテの作成	育ちに支援を必要とする子どもの支援情報を関係部署間で共有することで支援内容に見解の相違がないよう、支援情報を蓄積できる「育ちのサポートカルテ」を、教育委員会が作成する「個別の教育支援シート」と調整のうえ作成し、子ども発達支援センターが管理します。
	ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）	育ちに支援を必要とする子どもの支援が、就学等のライフステージの切り替え時に支援を行う機関が交替することで一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターは関係機関間を調整し、「育ちのサポートカルテ」の円滑な伝達を行っていきます。



(3) 発達障害に対する理解の促進	家族への理解の促進	保護者に早期から発達障害に関する正しい知識を普及するため、母子保健事業、保育所、幼稚園、小学校で普及啓発を実施します。 支援が必要な子どもへの接し方を学ぶペアレント・トレーニング等を実施し、子育て力の向上と不安解消を図ります。 子ども発達支援センターに相談申込をしていない段階から利用できる親子遊びの場を設け、その場で相談を実施することで支援につなげます。
	地域への普及啓発	ホームページ・冊子作成のほか、地域に出向き、出前による講習や相談等を実施します。
(4) 支援体制を構築するための基盤整備	子どもの発達の総合相談と療育の拠点の整備	区民からの子どもの育ちの相談を適切な対応や必要な支援につなげられる拠点、地域の療育の拠点として、福祉センターの障害児支援事業を強化し、子ども発達支援センター事業として整備します。
	関係機関の連携した支援体制（横の連携）	子ども発達支援センターが障害児支援の中心となり、乳幼児期から就労期まで教育・福祉・保健・就労の関係機関の横の連携による支援を実施します。
	職員の理解の促進	育ちに支援を必要とする子どもの支援に携わる職員（教員、保育士等含む）が共通認識を持ち、連携が円滑にできるよう共通研修を実施し、支援の質の向上を図ります。
	職員のスキルアップ	子ども発達支援センターに発達障害に精通した学識経験者等のアドバイザーを配置し、支援の困難事例等への助言や施設運営の助言を得ることによって支援の質の向上とあわせ、その内容を共有することで職員のスキルアップを図ります。

今までの取組 実績	H27～H29 の取組			
	計画	H27	H28	H29
—	・システムの導入	・コーディネーター配置 ・育ちのサポートカルテの就学前幼児支援の導入 ・運営マニュアルの作成・職員研修 ・システムの普及啓発	・コーディネーター配置 ・育ちのサポートカルテと「個別の教育支援シート」との統合 ・運営マニュアルの実践 ・システムの普及啓発	・コーディネーター配置 ・育ちのサポートカルテの作成 ・運営マニュアルの実践 ・システムの普及啓発

## 6 特別支援教育の充実

### (1) これまでの経緯

平成 19 年 4 月から、学校教育法の改正により「特別支援教育」が位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。発達障害を含め特別な支援を必要とするすべての児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、社会において自立・参加できるように児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導および必要な支援を行っていくことが求められています。

### (2) 区への対応・現状

本区においては、平成 18 年に設置した中央区特別支援教育検討委員会における報告書「中央区における特別支援教育のあり方について」に基づき、特別支援教育アドバイザーによる巡回指導、教育相談員等の派遣、学習指導補助員の配置などの支援体制を推進するとともに、小・中学校に通級指導学級（情緒障害等）を開設し、特別支援教育の充実を図ってきました。

特別支援教育アドバイザー派遣状況（平成 26 年度）

中学校	3回/年
小学校	3回/年
宇佐美学園	3回/年
幼稚園	3回/年
特別支援学級（固定制・通級制）	3回/年

本区に通級指導学級開設状況

平成 16 年度	月島第一小学校通級指導学級開設（2 学級）
平成 21 年度	晴海中学校通級指導学級開設（2 学級）
平成 23 年度	有馬小学校通級指導学級開設（2 学級）
平成 24 年度	月島第一小学校通級指導学級増級（計 4 学級）
平成 26 年度	京橋築地小学校通級指導学級開設（1 学級）

これらにより、通常の学級に在籍する LD（学習障害）、AD/HD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症などの特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な指導および支援を行ってきました。

また、心身に障害のある児童・生徒には固定制の特別支援学級（知的障害）を設け、一人ひとりのニーズに応じた支援体制を整備するとともに、特別支援教育補佐員を配置するなどきめ細かな支援を行っています。

さらに教育委員会事務局に配置する特別支援教育専門員を平成 25 年度から増員し、就学に際しての不安や希望への相談体制を充実させています。

就学相談状況（単位：件）

入学年度	小学校	中学校
22年度	23	9
23年度	25	10
24年度	32	7
25年度	32	12
26年度	35	8

### （3）今後の取組

発達障害に対する理解が社会的に進んでいること、人口増に伴い特別な支援を必要とする児童・生徒も増加傾向にあることから、今後も多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりが求められます。

本区においては、平成 27 年に通級指導学級“ことばときこえの学級”を明正小学校に開設し、ことばやきこえに難しさをもつ児童に、それぞれの状況に合わせた指導をスタートします。

障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのために医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて障害に対する理解啓発や協力できる体制を推進していきます。

#### ■関連事業

事業名	内容
特別支援教育専門員の配置	特別支援教育専門員を配置し、小学校または中学校の新入学にあたって、子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談体制を充実します。
特別支援教育アドバイザーの派遣	特別な教育的支援が必要と思われる子どもたちに関する専門的な指導・助言等を教員に行う臨床心理士等の資格をもった特別支援教育アドバイザーを、全小中学校・幼稚園・特別支援学級に派遣します。
職員研修の充実	教員や特別支援教育コーディネーターに対する研修を実施し、継続した教員等の専門性向上を図ります。
障害や特別支援教育の理解啓発の推進	特別支援教育を推進していくため、保護者を始め地域全体に障害や特別支援教育に対する正しい理解啓発を推進します。
子ども発達支援センターとの連携	切れ目のない一貫した支援体制実現に向けて、就学前から義務教育終了後も継続していく個別の教育支援シートを作成します。
小学校における特別支援教室	すべての公立小学校において「特別支援教室」を導入する東京都教育委員会の計画に対して、導入に向けた準備を順次進めます。

## 7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### （1）これまでの経緯

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣との付き合いなど働く人々の暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した就労ができず経済的自立ができない、仕事に追われて心身の健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、働く人々が将来への不安や豊かさを実感できない大きな要因となるだけでなく社会活力の低下、少子化・人口減少などの現象にまで繋がっているといえます。

こうした状況の中、国では、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章は国民的な取組の大きな方向性を示すもので、行動指針には企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針が示されています。

区においても、「中央区男女共同参画行動計画 2013」において「仕事と生活の調和に向けた支援」を取組むべき課題として掲げ、全ての区民が、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活を送ることができる社会を目指し、関連する事業の推進に取り組んでいます。

### （2）区の対応・現状

本区では、人口の増加が続いており、特に 30 歳代、40 歳代の働き盛りの世帯を中心に、子どものいる世帯も増えています。一方、高齢化率は低いものの高齢者数が年々増加している中で、社会経済を活性化するためには、今後とも女性を始めとする多様な人材を活用することが不可欠ですが、国の調査によると、働いている女性の 6 割が妊娠・出産時に離職していることも事実です。さらに、長時間労働の常態化などにより、家族と一緒に過ごしたり地域社会へ参加することが依然として難しくなっています。

平成 26 年実施の「中央区政世論調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスについての考え方として「仕事とそれ以外の生活を同じように両立させることが望ましい」という人は 5 割を超えていますが、現実には「両立させている」という人は 2 割程度となっています。

区では、仕事と生活の調和の実現に向けた勤労者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進および具体的な実現方法の周知のため広報・啓発を行うとともに、企業に対するコンサルタント派遣、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定などの事業を推進しています。

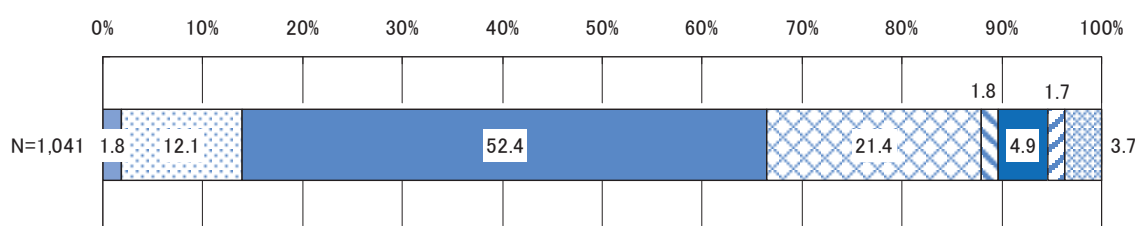
また、核家族化や共働き世帯が増加する中、家庭における子育ての負担や不安・孤独感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てに臨めるように、男性が家事・子育ての担い手として力を発揮するための意識啓発を図るとともに、その知識や技術を習得することを支援しています。

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

〔Q あなた自身の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、望ましいと思うものはどれですか。また、望ましい位置づけに対して、あなたの現在の状況は次のどれにあてはまりますか。（それぞれ〇は1つ）〕

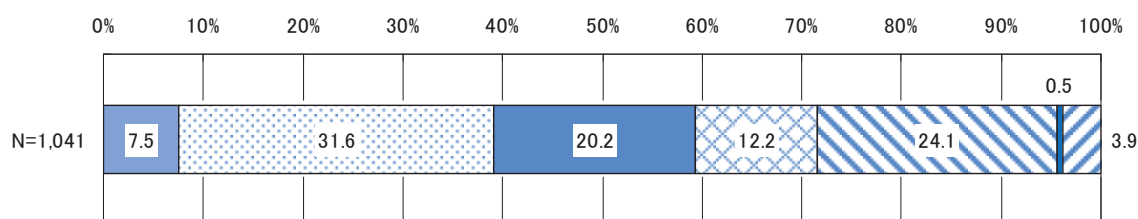
「仕事と生活を同じように両立させることが望ましい」が52.4%となっていますが、現在の状況としては「仕事と生活を同じように両立させている」は20.2%にとどまり、「どちらかといえば、仕事の方を優先している」が31.6%という結果になっています。

### ワーク・ライフ・バランスについての考え方



- 仕事に専念する方がよい
- 仕事以外の生活も大事ではあるが、仕事の方を優先する方がよい
- 仕事と生活を同じように両立させることが望ましい
- 仕事も大事だが、生活の方を優先させる方がよい
- 仕事以外の生活に専念する方がよい
- わからない
- その他
- 無回答

### 望ましい位置づけに対しての現在の状況



- 仕事に専念している
- どちらかといえば仕事の方を優先している
- 仕事と生活を同じように両立させている
- どちらかといえば仕事よりも、生活の方を優先させている
- 現在仕事をしていない
- その他
- 無回答

資料：平成26年5月実施「第44回中央区政世論調査」

### (3) 今後の取組

引き続き、講演会等の開催、パンフレットの発行、企業に対するコンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、事業主やそこで働く人たちや地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。

#### ■関連事業

施策名	内容
ワーク・ライフ・バランス講演会等の実施	商工会議所等と連携し、区民や企業に対してワーク・ライフ・バランスに関する講演会やセミナーを開催し、啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの発行	区民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発のため、パンフレット作成や配布を行います。
企業に対するコンサルタント派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業、または、さらに取組を向上させたい企業に対し、コンサルタントを派遣し支援します。
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業を認定し、その取組を広く紹介することにより、企業に対する普及啓発を図ります。
男女共同参画講座（男性対象）の充実	男性が家事・子育てに参画するための意識啓発やきっかけづくりのため、男性を対象とした男女共同参画講座を実施し、知識や技術の習得を支援します。
家庭教育学習会「おやじの出番！」講座の開催 ＜再掲 86 頁「父親の子育て参加促進事業」参照＞	区と学校関係者やPTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」で、父親の家庭教育への参画を促すことを目的とした講座「おやじの出番！」を開催します。 また、父親が子育てを楽しむ目的で結成された地域のサークルと協議会の共催で、「おやじの出番！」の新しいプログラムを企画・実施し、父親の家庭教育への参加を促進します。
パパママ教室の開催 ＜再掲 43 頁「母子保健教育」参照＞	初めて出産を予定している夫婦を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方、痛みを和らげるリラクゼーション法などの講義・実習を開催します。